

「第9次行政改革大綱（案）」に関するパブリックコメント

令和5～8年度までの行政改革の指針となる「第9次行政改革大綱」を策定します。
素案がまとまりましたので、パブリックコメント手続によりご意見を募集します。

1. 策定の趣旨

- 本町では、昭和62年2月に「第1次行政改革大綱」を策定して以降、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、8次にわたる行政改革大綱のもとで、継続的に行政改革の取組を推進してきました。
- 社会経済情勢が急速に変化し、今後も先を見通すことが難しい状況の中、あらゆる環境変化に耐えうる持続可能な行財政運営を確立し、行政サービスを効率的・効果的に提供していくためには、従来 of 体制・事業・制度に固執することなく、その時々 of 社会経済情勢を踏まえた最善の手法を常に追求していく必要があります。
- このことから、第9次行政改革大綱は、総合計画を行財政の観点から下支えするため、「持続可能で安定的な行財政運営の実現」を目標として掲げ取組を進めます。

2. 素案

- 別紙、第9次行政改革大綱（概要版）
※本編は以下の4.閲覧場所にて閲覧することが可能です。

3. 募集期間

- 令和5年10月16日（月）～11月16日（木）

4. 閲覧場所

- 下川町ホームページ
- 行政情報コーナー（役場、公民館、ハピネス）

5. 提出方法

- 任意様式（裏面参考）により「意見」「住所」「氏名」「電話番号」を記入して提出
①郵送 〒098-1206 下川町幸町63番地 下川町役場総務企画課
②Eメール s-gyokaku@town.shimokawa.hokkaido.jp
③F A X 01655-4-2517
④担当課へ持参

6. 提出された意見の公表

- ご意見は、本町の考え方と合わせて、後日、町のホームページで公表します。
- ただし、住所、氏名など個人が特定できる情報は公表いたしません。
- 個々の意見に対して、直接の回答はしませんのでご了承願います。

第9次下川町行政改革大綱（案）についての
パブリックコメント（意見公募）用紙

(ふりがな) お名前	
ご住所	
連絡先 電話番号	
ご意見	

※ご意見は、300字以内を原則として、簡潔明瞭にお願いします。

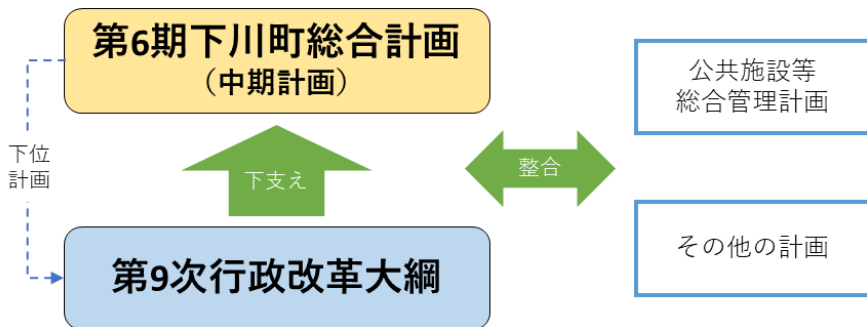
1. 策定の背景

- 本町では、昭和62年2月に「第1次行政改革大綱」を策定して以降、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、8次にわたる行政改革大綱のもとで、継続的に行政改革の取組を推進してきた。
- 社会経済情勢が急速に変化し、今後も先を見通すことが難しい状況の中、あらゆる環境変化に耐えうる持続可能な行財政運営を確立し、行政サービスを効率的・効果的に提供していくためには、従来の体制・事業・制度に固執することなく、その時々社会経済情勢を踏まえた最善の手法を常に追求していく必要がある。



2. 行政改革大綱の位置付けと取組期間

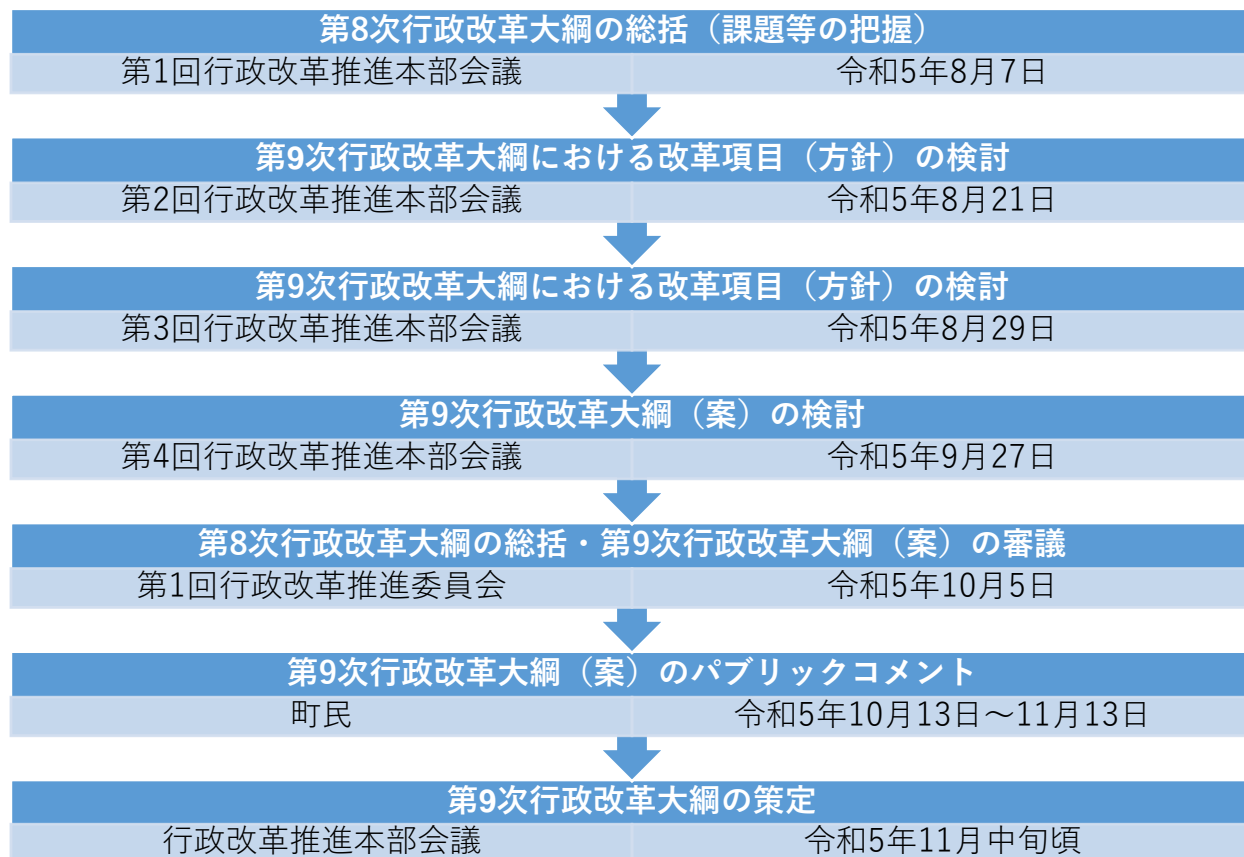
- 下川町総合計画（最上位計画）を着実に推進するため、**行財政運営の観点から下支えする下位計画と位置付ける。**
- 第6期下川町総合計画（中期計画）の計画期間に合わせ、**令和5年度から令和8年度まで（4年間）**とする。



区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合計画	→	中期計画 →				後期計画 →			
行政改革大綱	→	第9次行政改革大綱 →							

第9次行政改革大綱（案）の概要

3. 大綱策定までの経過



4. 計画の構成と推進体制

- 大綱は、行政改革の取組の基本的な方針を示すものであり、**大綱に基づく具体的な取組については、実行計画を策定し計画的に推進**するとともに、社会情勢等に迅速に対応するため、毎年、進捗状況等を評価し見直しを行う。
- 行政改革大綱を効果的かつ実効性のあるものにするため、次の組織を中心として、取組を推進する。

組織名	構成
下川町行政改革推進本部	町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長、課長職を本部員として組織し、①行政改革大綱の策定及び実施に関すること、②行政改革の推進に関すること、③事務の改善に関することなどを行う。
下川町行政改革推進検討委員会	行政改革推進本部の内部組織として、本部長が指名する職員で組織することができ、専門的事項について調査検討し、本部長に提言を行う。
下川町行政改革推進委員会	下川町総合計画審議会「快適環境・地域づくり部会」委員で組織し、①行政改革大綱を策定するため必要な事項の調査審議、②行政改革大綱の推進について必要な助言等を行う。

第9次行政改革大綱（案）の概要

5. 改革の目標

- 今後にも必要な施策を展開していくためには、健全財政を堅持し、限られた職員であらゆる環境変化に耐えうるような持続可能で安定的な行財政運営を確立していく必要があり、総合計画を行財政の観点から下支えするため、**「持続可能で安定的な行財政運営の実現」を目標として掲げる。**

6. 計画体系と改革方針

- 「持続可能で安定的な行財政運営の実現」に向けて、2つの重点項目を設定するとともに、重点項目にそれぞれ改革項目を設定し、体系的に取り組を進める。
- 改革項目ごとに改革の方針を定め、各職員は改革項目の達成に向けて、主体的に取り組むこととする。

重点項目	改革項目	改革の方針
効率的で効果的な行政運営	効率的・効果的な組織体制の整備	複雑・多様化する行政ニーズのもと、新たな行政課題にも的確に対応できるよう体制の強化を図るとともに、類似・関連事務の統合を主眼とした効率的・効果的な組織づくりを進めます。
	デジタル技術の活用による業務の効率化	あらゆる観点から仕事の進め方や業務の抜本的な見直しに取り組むとともに、行政運営を変革するDXに向けて、デジタル技術を活用した業務の効率化や行政手続の利便性向上に取り組めます。
	人材育成の推進	様々な行政課題に対し、職員が能力を十分に発揮し、町民満足度の高い行政サービスを提供するため、研修・評価・配置などによって、真に「町民の役に立つ職員」を育成します。
	働き続けられる職場環境づくり	職員が健康でいきいきと働くことができる働き方改革を進め、職員がやりがいを持って働くことができる、職場環境を実現します。
健全で持続可能な財政基盤の確立	町税・使用料等の公平性確保と適正化	町税・使用料等の負担の公平性を確保するため、徴収対策の強化を図るとともに、行政サービスに対する受益者負担の適正化を図るため、使用料等の定期的な見直しに取り組めます。
	自主財源の積極的な確保	ふるさと納税などの取組を推進し、自主財源を積極的な確保に取り組めます。
	公共施設の適切な管理運営と最適化	公共施設の管理運営方法の見直しや中長期的な視点で施設の廃止・除却・譲渡・長寿命化などを進め、施設の総量を減らし、財政負担の軽減・平準化を図ります。 福祉・医療施設が果たすべき役割・機能を明確化・最適化し、経営改善に取り組むとともに、見直しを進めます。
	事務事業の見直し	限られた財源の中で、社会情勢の変化に対応した行政サービスを提供していけるよう、既存の事務事業について不断の見直しを進めます。

第9次行政改革大綱（案）の概要

7. 主な取組事項

効率的・効果的な組織体制の整備

- 組織機構の見直し
 - 指示命令系統の明確化（新たな係制へ移行）
 - 組織の機能強化（行政課題への対応・総合窓口機能の強化）
 - 類似・関連業務の統合

業務の効率化

- 仕事の進め方や業務の抜本的な見直し
- ペーパーレス化の推進
- デジタル技術の活用（システムの刷新や導入）
- 行政手続のオンライン化
- 行政情報システムの標準化・共通化

効率的で効果的な行政運営
【目標値】 職員体制を現状以下へ

人材の育成

- 職員研修の充実（長期派遣研修等）
- 人事評価制度の見直し（業績評価・給与反映）
- 若手職員のキャリア形成（3年を目安に異動等）

働き続けられる職場環境づくり

- 多様な働き方の実現（勤務間インターバル、遅出早出等）
- 時間外勤務の適正化

公平性確保と適正化

- 町税・使用料等の収納率向上（徴収対策の強化）
- 使用料・手数料等の見直し

自主財源の積極的な確保

- ふるさと納税の推進・目標1億円/年（返礼品の充実・紹介者特典等）

健全で持続可能な財政基盤の確立
【目標値】 財政運営基準の達成

公共施設の最適化

- 管理運営方法の見直し（開館時間の短縮等）
- 中長期的な視点で廃止・除却・譲渡・更新・統合・長寿命化等（公共施設個別施設計画の推進）
- 福祉医療施設の役割・機能の明確化と最適化（経営強化プランの策定と着実な実行）

事務事業の見直し

- 既存事務事業の廃止・縮小・効率化など